

第 7 7 0 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 5 年 1 2 月 1 2 日（火） 1 1 時 0 0 分～

2. 場 所 横浜税関本関 7F 大会議室

(1) 年末年始における通関手続について【資料 1】

(2) 令和 5 年「年末特別警戒期間」における協力依頼について【資料 2】
(業務部 管理課 酒井課長)

(3) 6 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの延滞税等の割合について
【資料 3】 【資料 4】

(4) 印字ずれや汚損した納付書の取扱いについて 【資料 5】 【資料 6】
(業務部 収納課 中澤課長)

(5) 業務コード集「関税減免戻税コード（輸出）」の一部変更について
【資料 7】
(業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官)

3. 事務局からの連絡事項等

2023年12月12日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部管理課

令和5年12月
横浜税関業務部

関係者 各位

年末年始における通関手続について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署における年末年始の通関手続については、別添資料に記載のとおり、業務部特別通関部門が監視部取締部門と連携して行うこととなります。

各事業者の皆様におかれましては、年末年始における通関の予定がございましたら、前広に情報提供いただきますようお願い申し上げます。あわせて、より円滑な通関に資する観点から、予備申告制度の積極的な利用についてもご検討いただければ幸いです。

具体的な連絡先につきましては、別添資料をご確認ください。

※ 予備申告を行うことが可能となる時期は、輸入申告（本申告）予定日における外国為替相場が公示された日又は船荷証券が発行された日のいずれか遅い日となります。

令和 5 年11月27日

関係各位

横 浜 税 関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（令和 5 年 12 月 29 日（金）から令和 6 年 1 月 3 日（水）まで）の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1．監視取締関係業務	
（１）本関	監視部分庁舎（大さん橋窓口）においては、通常どおり窓口業務を行います。
（２）仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
（３）千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
（４）川崎税関支署	監視部分庁舎（大さん橋窓口）において業務処理を行います。 （問い合わせ先） 監視部取締部門（０４５－２１２－６０７０）
（５）その他の官署	全日閉庁します。 （注１）期間中において業務が発生する場合は、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。 （注２）事前に予定が判明している場合は、12 月 28 日（木）17 時 00 分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。

2. 通関関係業務（国際郵便物業務を除く）及び保税関係業務

(1) 本関	本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。 （問い合わせ先） 業務部特別通関部門（０４５－２１２－６１１５、６１６３） 監視部取締部門（０４５－２１２－６０７０）		
		通関関係業務	保税関係業務
	12月29日（金）～ 12月31日（日）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
	1月1日（月）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します）	
	1月2日（火）～ 1月3日（水）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
	取扱業務	○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）	○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出
（１）申告（申請等）方法等に関する詳細又は不明な点等については、 12月28日（木）17時00分までに、 ・通関関係は業務部特別通関部門（０４５－２１２－６１１５、６１６３） ・保税関係は監視部保税取締部門（０４５－２１２－６０７２） にお問い合わせいただきますようお願い致します。 （２）本関以外の官署に既に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門で対応できない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、 12月28日（木）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。			
(2) 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 川崎税関支署	全日閉庁します。 管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、上記「(1) 本関」のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。		
(3) その他の官署	全日閉庁します。 （注１）期間中において業務が発生する場合は、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。 （注２）事前に予定が判明している場合は、12月28日（木）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。		

3. 国際郵便物業務

川崎東郵便局内に蔵
置されている郵便物

○川崎外郵出張所

期間中に国際郵便に係る輸出入申告を予定されている方は、以下の問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

(問い合わせ先)

川崎外郵出張所特別通関部門 (044-270-5774)

日本郵便(株)川崎東郵便局 (044-589-6708)

4. その他

- ・自由化申告を予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へ事前にご連絡をお願い致します。
- ・あらかじめご連絡いただいていた業務が事前に終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を、連絡いただいていた税関官署までご連絡いただきますようお願い致します。

年末年始期間中(12/29(金)～1/3(水))における連絡先

本関地区 (本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所) 川崎税関支署	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(金)、12/30(土)、12/31(日)、1/2(火)、1/3(水) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保税関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務) ※12/29(金)～12/31(日)
	090-8035-4078 (監視及び保税関係業務) ※1/1(月)～1/3(水)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-5447-1001
つくば出張所	090-4825-7323
茨城空港出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
横須賀税関支署	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
	090-4620-0104 (通関関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774

2023 年 12 月 12 日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部管理課

令和 5 年 1 2 月

横 浜 税 関

令和 5 年「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関ではテロ関連物資、不正薬物、金地金等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物や郵便物が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念されること並びに本年においては「G7 関係閣僚会合」及び「日 ASEAN 特別首脳会議」が開催されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化いたします。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：令和 5 年 1 2 月 5 日（火）～令和 5 年 1 2 月 2 0 日（水）

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ パレットが通常と異なる材質・不自然に加工されている。
- ・ 内容点検において不審な貨物を発見した。
- ・ 急な配送先の変更や不自然な配送先を指定してくる輸入者がいる。
- ・ 配送先が関係閣僚会合会場宛の不自然な貨物がある。等

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ

密輸ダイヤル（24 時間受付） **0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



横浜税関HP



密輸に関する情報提供

年末特別警戒期間

令和5年12月5日(火)～12月20日(水)

【密輸情報の提供のお願い】

あなたの情報提供が密輸防止の大きな力となります。

身の回りで「不審物」や「怪しい言動をする不審者」などを目にしたら、すぐに密輸情報提供窓口に通報を！

詳しくはWEBサイトで！



密輸情報の提供のお願い

税関密輸ダイヤル（24時間受付）

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



横浜税関HP

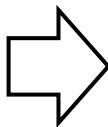


密輸に関する情報提供

令和6年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

令和5年12月12日
横浜税関業務部収納課

	内 容		本 則
延 滞 税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	7.3%
		納期限の翌日から2か月を経過する日後	14.6%
	納税の猶予等		2分の1免除 (7.3%)
還付加算金	国から納税者への過誤納金の還付等に付される利息		7.3%



特 例 【現行】 (令和2年度改正(関税法附則第3項～第6項関係))	令和6年 【平均貸付割合】 (※1) 0.4%	(参考) 令和5年 平均貸付割合 0.4%
【延滞税特例基準割合】(※2) 平均貸付割合0.4% + 1% + 1%	2.4%	2.4%
【延滞税特例基準割合】(※2) 平均貸付割合0.4% + 1% + 7.3%	8.7%	8.7%
【猶予特例基準割合】(※3) 平均貸付割合0.4% + 0.5%	0.9%	0.9%
【還付加算金特例基準割合】(※4) 平均貸付割合0.4% + 0.5%	0.9%	0.9%

(※1)「平均貸付割合」：各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸し付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として
各年の前年の11月30日までに租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※2)「延滞税特例基準割合」：平均貸付割合に、年1パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※3)「猶予特例基準割合」：平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(4))

(※4)「還付加算金特例基準割合」：平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達13-3(4))

<根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、関税法第12条第8項第2号(延滞税の免除)、第13条第2項(還付加算金の割合)、
附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)、第4項(延滞税の免除の特例)、第5項(還付加算金の割合の特例)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、国税通則法第63条第5項(延滞税の免除)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第94条第2項(延滞税の免除の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

④地方税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

（告示）

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示
（デジタル庁一九）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務四二）
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報等を定める告示（同四三）

二

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の主たる事業所の所在地の変更にに関する件
（消防庁一七）
○人材育成奨学計画のための日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四二三）
○人材育成奨学計画のための日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（同四二四）

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和六年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件
（財務二八九）

○令和五年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件
（厚生労働三一五）

○健康保険組合の合併を認可した件
（同三一六）

○健康保険組合の名称を変更した件
（同三一七）

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同三一八）

○高速自動車国道に関する件
（国土交通一一二五～一一二七）

○旅行業法に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁三一）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件
（防衛二三八）

四

○道路に関する件
（東北地方整備局一〇〇～一〇四）
○都市計画に関する件
（関東地方整備局二二九）
○道路に関する件
（中国地方整備局七八）
○道路に関する件
（四国地方整備局九四）
○昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を改正する告示
（沖縄総合事務局二五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
（岩手労働局最低賃金公示二五、茨城同四、新潟同四、和歌山同二）

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、酒類の地理的表示を指定する件関係

八

八

八

七

七

七

六

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

報とする。

[illegible][illegible]

附則
この告示は、公布の日から適用する。

給付		予算		市町村
一 令和五年度岩手県野田村電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金		令和五年度野田村一般会計補正予算		岩手県野田村
二 令和五年度鹿児島県三島村電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金		令和五年度三島村一般会計補正予算		鹿児島県三島村

〇消防庁告示第十七号	
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。	
令和五年十一月三十日	
消防庁長官 原 邦彰	
一 変更後の主たる事務所の所在地 東京都台東区東上野「丁目24番4号丸千第2ビル501号」	
二 変更の日 令和五年十月二十五日	
〇外務省告示第四百二十三号	
令和五年五月三十日にニューデリー（インド）で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。	
1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	
2 贈与の限度額 一億九千百万円	
3 贈与の供与期限 令和十三年十二月三十一日	
4 署名者 日本側 小林賢一在ラオス大使 ラオス側 ポーサイ・カイカムピトゥーン外務副大臣	
令和五年十一月三十日	
外務大臣 上川 陽子	
〇財務省告示第二百八十九号	
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和六年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。	
令和五年十一月三十日	
財務大臣 鈴木 俊一	

領 収 済 通 知 書

[illegible]

③-3

国庫金

国税 収納金 整理 資金

令和	年度	税関符号	取扱行コード
輸入申告等の番号			取扱行名
税関			
受入科目			
出力日		延長後の納期限	
代理人			
納税者 (住所)			
氏名又は名称			

領 収 控

本税					
延滞税					
			加算税		
合計額					

証券受領

全部

一部

内 証券受領	
証券番号	
振出人	

納付書は、A4サイズであり、ミシン目で3分割できるもの。上部の「領収済通知書」と中間の「領収控」は、日銀等が回収するものであり、特に「領収済通知書」部分について印字ずれ、汚損には注意いただきたい。

納付書は、A4サイズであり、ミシン目で3分割できるもの。上部の「領収済通知書」と中間の「領収控」は、日銀等が回収するものであり、特に「領収済通知書」部分についての印字ずれ、汚損には注意いただきたい。

③-2

国庫金

税金収入資金

納付書・領収証書

00100

電算機
読取用

令和 年度 税関符号 取扱行コード

輸入申告等の番号 取扱行名 税関

受入科目

出力日 延長後の納期限

代理人

納税者
(住所)

(氏名又は名称)

本税 円

延滞税 円

加算税

合計額 円

証券受領

全部 一部

内
証券受領 円

証券番号
振出人

納付の目的

滞り
申告
通知

納付
通知

修正
申告

更正
通知

徴収決
定通知

左記の合計額を領収しました。
(領収日付等)

③-1

領 収 済 通 知 書

国税 収納金 資金
32901 令和 05 年度 税関符号 2000

取扱庁コード 00021005 横浜 税関 本牧埠頭

整理番号 99

輸入申告等の番号

(あて元)
〒231-0811
横浜市中区本牧ふ頭2
横浜 本牧埠頭

受入科目 消費・地方消費税

申告番号等 F 2006

代理人

納税者 (住所)

(年次又は名称)

本 税
延 滞 税
加 算 税
合 計 額

受入科目コード 20

納付の目的
*
証券受領
全部 一部
加算税種別
納 退少
申告 申告

出力日 2023/10/08

延長後の納期限 2023/10/31

左記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出 納

数字は記入欄にのらって原の
ホールペンで枠内らにみたかな
いようにな話でなして下さい。

証券受領
証券番号
出 入 人 ①

円

③-3

業務コード集「関税減免戻税コード（輸出）」の一部変更について

NACCS 掲示板からの転載（公開日 2023 年 11 月 15 日）

【利用者の皆様へ】

令和5年11月19日（日）付で業務コード集の一部が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

業務コード集の更新につきましては、令和5年11月20日（月）に行います。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「10. 関税減免戻税コード（輸出）」

（定率法の部）

コード	適用条項	減免税適用物品	備考	修正区分
11433	法第14条第11号	無条件免税（容器）	NACCS用コード（添付資料の電子的提出用）	新設

以下参考

当該コードは、関税定率法第14条第11号に係る輸出の際に、「添付資料の電子的提出用」として新設されたもので、関税定率法基本通達14-16（7）ただし書きにおける資料提出を希望する場合に利用することにより、MSX業務が利用可能となります。

【関連規定】

（再輸入する容器の無条件免税）

14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

（7） 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。

ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ若しくは当該輸出申告の際に提出された場合又は当該容器が通い容器であって特定輸出者によって輸出されたものであって、特例輸入者によって輸入されるものであり、輸出入状況を当該特例輸入者が自主管理している場合には、記載を省略させて差し支えない。